

2025 年度前期 小樽商科大学
高等教育の修学支援新制度のしおり

(日本学生支援機構給付奨学金+授業料等減免)

《目次》

I.	「高等教育の修学支援新制度」の概要	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
II.	支援要件、支援区分及び支援内容	・ ・ ・ ・ ・	4 ページ
III.	授業料徴収猶予制度	・ ・ ・ ・ ・	7 ページ
IV.	申請手順		
(1)	(在学者のみ対象)既に制度を利用している (給付奨学生資格を持つ)者	・ ・ ・ ・ ・	8 ページ
(2)	(入学者・在学者)これから申請する者	・ ・ ・ ・ ・	8 ページ
V.	採用後の手続き	・ ・ ・ ・ ・	12 ページ

— 注意事項 —

◆大学からの連絡について

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、CampusSquare に登録している連絡先へ、追加で書類の提出等を指示することがあります。そのため CampusSquare には常に最新の連絡先情報を登録いただくようお願いいたします。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

申請受付後であっても、大学から追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合
や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、減免等の許可を取り消すことになりますので十分注意してください。※懲戒処分等の対象となる場合があります。

◆奨学金に関する問い合わせ先について

奨学金に関して質問等がある場合は、学生センター窓口（学生支援係）に直接申し出るか、本学 HP に設置している「お問い合わせフォーム」から質問してください。（本学では寄せられた質問を附番して記録保存し、順に回答を実施するため、直接上記 TEL・E-Mail への質問等には原則応じません。）

(在学生・卒業生等 お問い合わせフォーム)

<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要

- ・ 「高等教育の修学支援新制度」とは、文部科学省により 2020 年 4 月から実施されている制度です。
- ・ 本制度では、①日本学生支援機構（以下「機構」という）による給付奨学金の支給と、②授業料等の減免（入学料・授業料の減免や全額支援）の、2つの支援を受けることができます。
- ・ 本制度の対象は、機構の定める基準（学業・家計等）を満たす世帯の学生となります。機構が審査を行い、各学生に「支援区分」を定め、その「支援区分」に応じて給付奨学金や授業料等減免の内容（採否、金額等）が決定されます。
- ・ よって、授業料等減免の支援を希望し受けるためには、機構給付奨学金の支給を望まなくても必ず、大学への授業料等減免の申請だけでなく、機構給付奨学金への申請（又は既に採用者であること）が必要となります。
- ・ なお、2025 年 4 月から、従来の支援内容に加えて、制度に「多子世帯の大学等授業料等無償化」が拡充されました。授業料等全額支援のみを希望し給付奨学金が不要であっても、機構給付奨学金へ申請し奨学金給付額 0 円の給付奨学生になる必要があります。

【修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除のしくみ(2020 年 4 月～)】

高等教育の修学支援新制度

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！

対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。

世帯収入や資産の要件を満たしていること
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）

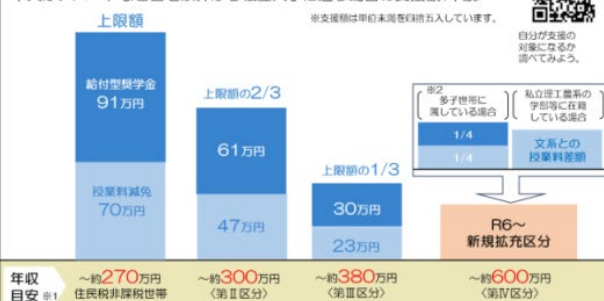
進学先で学ぶ意欲がある学生であること
成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた4段階の基準で支援額が決まります。

4人家族（本人（18歳）・父（給与所得者）・母（無収入）・中学生）で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）



給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）		（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）	
区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円
	私立	46万円	91万円
高等専門学校	国公立	21万円	41万円
	私立	32万円	52万円

※支給額は単位未満を四捨五入しています。



授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額（年額）		（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）	
		国公立	私立
大学	入学金	28万円	26万円
	授業料	54万円	70万円
短期大学	入学金	17万円	25万円
	授業料	39万円	62万円
高等専門学校	入学金	8万円	13万円
	授業料	23万円	70万円
専門学校	入学金	7万円	16万円
	授業料	17万円	59万円

※上限額は単位未満を四捨五入しています。



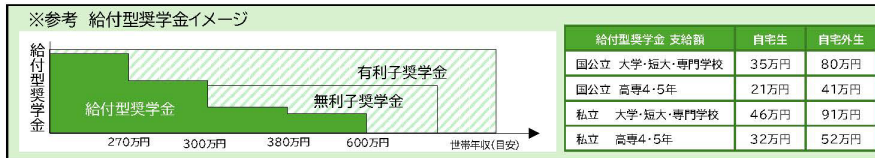
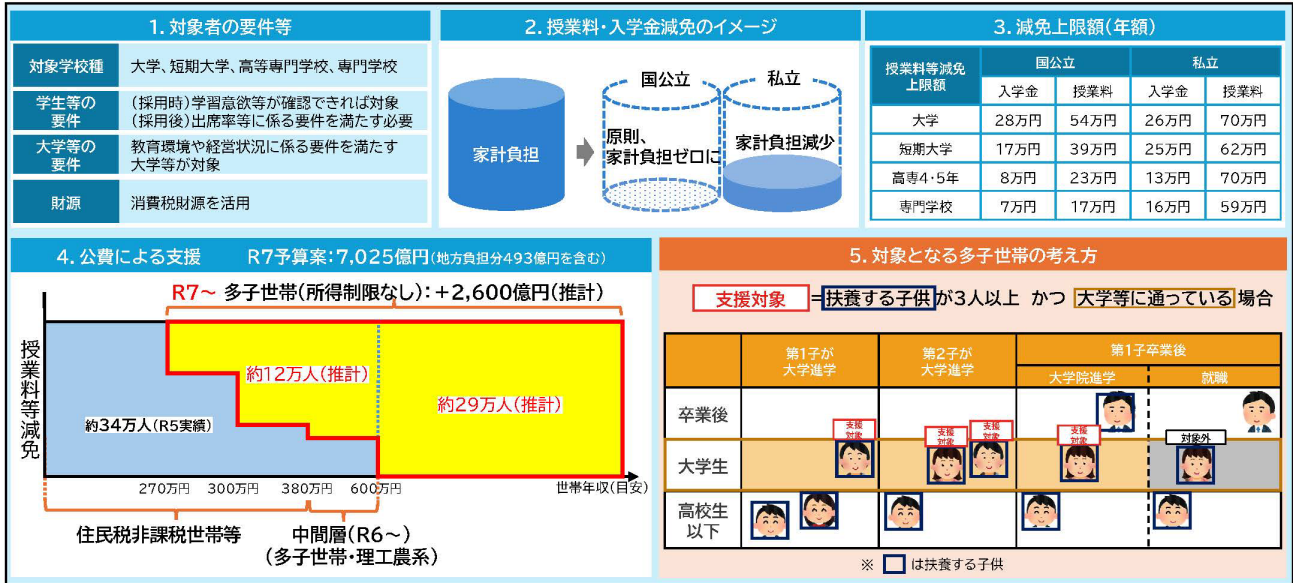
文部科学省特設ホームページ <https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)に基づき多子世帯の学生等に対して大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。

⇒高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。

※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。



こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)抜粋

高等教育費により理想のこども数を持ってない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずる**こととし、対象学生に係る学業の要件について必要ない見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ (「高等教育の修学支援新制度」の拡充)



開始時期	令和7年度～(入学生及び在学生) ※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。	所得に関する要件	所得基準 制限なし
支援対象	子供3人以上の世帯の学生	学業意欲・成績に関する要件	採用前 学修意欲があれば採用 採用後 学修意欲と成果を毎年確認
支援金額	授業料70万・入学金26万 (私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援) ※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。	※「高等教育の修学支援新制度」における各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトを確認	
申込手続	令和7年度入学後各学校窓口で (各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます) ※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。	QRコード	

扶養する子供が3人以上の世帯が対象 ※○が多子世帯の支援対象 3人以上を同時に扶養(経済的に支援)している間は、第1子から支援対象 - 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外	税情報(マイナンバー)で扶養する子供の数を確認 - 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認 - 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準	要件を満たした学校が対象 一定の要件を満たした学校が対象(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校) 対象となる大学等の一覧はこちら
---	---	---

Ⅱ. 支援要件、支援区分及び支援内容

本学に在学している人で、以下の(1)から(4)のいずれにも該当する人が支援対象となります。全て満たしている方が申請できます。

本書類では給付奨学金制度の一部を抜粋して説明していますので、詳細は、本書類とともに配付している「[2025 年度奨学金案内ダイジェスト](#)」及び機構 HP に電子版のみで掲載されている「[2025 年度在学者用給付奨学金案内](#)」（以下「案内」という）の各項目をご確認ください。

(1) 大学等への入学時期等に関する要件（該当しない人は申請できません）

「案内」をご確認ください。その要件の中で、「高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人」と定められておりますので、本制度では、大学院生や、3浪以上の学部生は対象外ということになります。

(2) 学業成績等に係る基準（該当しない人は推薦できません）

在籍年数	学業成績に係る基準
入学後1年を経過していない人 （主に1年生・編入生）	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。 ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。 ※ ①、②に該当しなかった場合、申請後に別途③の学修計画書の作成・提出を求めることがあります。
入学後1年以上を経過した人 （主に2年生以上）	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。 ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。 ※ <u>採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます</u> 。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できればこの基準を満たすことになります。 ※ ①に該当しなかった場合、修得した単位数が標準単位数以上であれば、申請後に別途②の学修計画書の作成・提出を求めることがあります。

(3) 家計に係る基準（該当しない人は採用されません）

あなたと生計維持者が、次ページの「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があるります。

(4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、在留資格等によっては申請できません。詳細は、「案内」をご確認ください。つまり、在留資格が「留学」の場合は申請できませんので、本制度において、私費外国人留学生は対象外ということになります。

○支援区分と収入基準

収入については、機構に提出されたマイナンバーにより、前期（春採用）では、2023 年（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入に基づく 2024 年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか、機構が判定します。生計維持者の考え方を含めて詳細は、「案内」を確認してください。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（支給額算定基準額の合計が 100 円未満） ・世帯（年収目安）：非課税世帯（～270 万円）
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること ・世帯（年収目安）：準非課税世帯（270 万円～300 万円）
第Ⅲ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること ・世帯（年収目安）：準非課税世帯（300 万円～380 万円）
第Ⅳ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満であり、多子世帯に属していること ・世帯（年収目安）：中間層（380 万円～600 万円）かつ多子世帯
（上記以外の）多子世帯	〃 の支給額算定基準額の合計が 154,500 円以上で収入基準外だが、多子世帯に属していること ・世帯（年収目安）：中間層以上（600 万円～）かつ多子世帯

「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が原則として 3 以上であり、かつ、あなた自身が生計維持者に扶養されている子どもである場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時（奨学生として既に採用されている場合には、在学中に申告したとき）に入力したあなたの生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子どもに該当する者の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

なお、第Ⅰ区分～第Ⅲ区分の収入基準にあつて、多子世帯に属している場合は、支援区分の後ろに「（多子世帯）」が付いて表記されます。（例 「第Ⅱ区分（多子世帯）」）

申請前に、収入基準を満たすかどうか、以下の 3 通りの方法で確認しておくことをおすすめします。ただし、ご自身で試算された結果が支給の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もありますが、逆に支給の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります。

- （1）「進学資金シミュレーター/奨学金シミュレーション」を使う（機構ホームページ）
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>
- （2）市町村役場で取得できる課税証明書を使って自分で計算する
- （3）「支給額算定基準額判定ツール」を使う（機構ホームページ）※入力にあたっては、課税証明書に記載されている数値に基づいて入力ください
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/shienkubun.html

○資産基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が 5,000 万円未満であること。詳細は、「案内」を確認してください。

○支援内容（原則修業年限の終期まで受けられます）

支援区分	給付奨学金（月額）		授業料等減免
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分 第Ⅰ区分（多子世帯）	29,200 円（33,300 円）	66,700 円	全額支援
第Ⅱ区分 第Ⅱ区分（多子世帯）	19,500 円（22,200 円）	44,500 円	3分の2支援
			全額支援
第Ⅲ区分 第Ⅲ区分（多子世帯）	9,800 円（11,100 円）	22,300 円	3分の1支援
			全額支援
第Ⅳ区分（多子世帯）	7,300 円（8,400 円）	16,700 円	全額支援
（上記以外の）多子世帯	支援なし		全額支援
支援区分なし	支援なし （不採用者及び採用後休停止中や廃止となった者は支援区分なしとなります）		減免なし

・多子世帯の場合、授業料等減免は全て「全額支援（＝全額免除）」となります。

・新たに給付奨学金に申し込む場合、申込時に「自宅外通学（＝あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のこと）」を選択し、既に自宅外通学している者であっても、当初は「自宅通学（＝あなたが生計維持者と同居している状態のこと）」の支給月額が振り込まれます。

自宅外通学の振込みは、自宅外通学証明書等を大学所定の期限までに提出し、機構にて不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。「案内」も必ずご確認ください。

※書類を提出してから機構での審査終了までに3か月程度かかります。

※「自宅外通学」が認められた月の振込額は「当月分」＋「これまでの差額」となります。

ただし、所定の期限までに不備のない書類の提出がなく、機構にて遅れて審査終了となった場合は、証明書等が機構にて不備なく受付けされた月から自宅外月額に変更されます。

※自宅外通学証明書等の提出方法については、採用決定後の奨学金採用者説明会にてあらためて説明します。

・給付奨学金を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます（これを併給調整といいます）。

この場合、奨学金申込時に選択した月額から調整（減額又は増額）されることとなりますので注意してください（一定の期間0円となる場合もあります）。「案内」も必ずご確認ください。

支援区分	併給調整時の第一種奨学金貸与月額	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分（多子世帯含む全て）	0 円	0 円
第Ⅱ区分（多子世帯含む全て）	0 円	0 円
第Ⅲ区分	20,300 円（25,000 円）	13,800 円
第Ⅲ区分（多子世帯）	0 円	0 円
第Ⅳ区分（多子世帯）	0 円	0 円
多子世帯	300 円	6,300 円

・今後毎年度、給付奨学金受給者に対して実施される適格認定（家計・学業成績等）により、4月・10月から奨学金の支給が止まったり、10月に支援区分が見直されたりすることにより支援額（給付奨学金の支給月額と授業料等減免額）が変わることがあります。

※適格認定については採用決定後の奨学金採用者説明会にてあらためて説明します。現時点で認定の詳細を確認したい場合は[機構 HP](#)や「[案内](#)」を確認してください。

・生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要としている人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、[給付奨学金月額、併給調整時の第一種奨学金貸与月額が各表のカッコ内の金額](#)となります。

Ⅲ. 授業料徴収猶予制度

授業料について特別の事情により期限までの納付が困難であると認められる学生に対して、願出により授業料の徴収猶予を許可することがあります。本制度の希望者は、毎年度、「前期」と「後期」ごとに「授業料徴収猶予願」を提出し、制度に申請する必要があります。

「高等教育の修学支援新制度」により授業料等の一部支援を受けられる場合でも、減免されなかった授業料等の残りの金額については、減免等の決定通知に記載される大学所定の期日までに速やかに納めなくてはなりません（結果通知時期からあまり期間を空けずに納付していただくこととなります）。

よって、本制度も希望するという者は、後述の「V. 申請手続」に記載のスケジュールにて他の書類と合わせて、「授業料徴収猶予願」を提出してください。

○「授業料徴収猶予願」様式の掲載場所

大学 HP ホーム > 在学生 > 高等教育の修学支援新制度、入学料・授業料の免除、徴収猶予
> IV. 授業料徴収猶予 > ◆申請に係る様式
<https://www.otaru-uc.ac.jp/student/exemption/>

本制度に申請し、許可された者の納付期限は下記のとおりとなります。なお、これを [2025 年度後期](#)以降も每期受けるためには、授業料等の徴収猶予も每期申請しなければなりません。

★徴収猶予を申請し、許可された者の授業料残額納付期限

- | | | |
|---------------|----------|--------------|
| ・学部4年時のうち過年度生 | ・・・・・・・・ | 令和7年8月15日（金） |
| ・上記以外の学生 | ・・・・・・・・ | 令和7年8月29日（金） |

※以下のいずれかに該当する場合は、徴収猶予の対象にはなりません。

1. （1年生の後期以降）前の期分の授業料を滞納している場合
2. 既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した場合

IV. 申請手順

(1) (在学者のみ対象) 既に制度を利用している(給付奨学生の資格を持つ)者

★はじめに 2025 年 4 月 3 日(木)以降にスカラネット・パーソナルでご自身の現在の支援区分を必ずご確認ください。

・自身の世帯が「多子世帯」に該当しない者

→自動的に授業料等減免申請者として取り扱います。そのため新たに申請書類を提出する必要はありません。ただし、現在、第Ⅱ・Ⅲの支援区分である者(＝授業料等減免全額支援ではない者)で授業料残額の徴収猶予を希望し申請する場合は、「授業料徴収猶予願」を【4月18日(金)まで】に学生センター窓口(学生支援係)へ提出してください。

・自身の世帯が「多子世帯」に該当する者

→「高等教育の修学支援新制度」の改正に伴い、『従来の「低所得者世帯としての支援」から「多子世帯としての支援」への変更申請を行う』か、『「低所得者世帯としての支援」と「多子世帯としての支援」両方への変更申請を行う』ことになります。したがって、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の変更認定に関する申請書(A様式2-3)」に必要事項を記入の上、【4月18日(金)まで】に学生センター窓口(学生支援係)へ提出してください。

※「現在の認定事由」欄には、「授業料等負担が困難」にのみ✓印を付けてください(多子世帯の支援は令和7年度から始まります)。

※「変更後の認定事由」欄には、

- ・「授業料等負担が困難」と「多子世帯」の両方に✓印を付ける
- ・「多子世帯」のみに✓印を付ける

のいずれかとして必ず✓印を付けてください。

※自身が「多子世帯ではない」と思って変更申請書を提出しなかった場合、既に制度を利用している方全員が提出する在籍報告(4月)の内容により、多子世帯の要件に該当している者には、後日、大学から変更申請書の提出を求めることがあります。

また、既に制度を利用している者の多子世帯の判定は、機構が既に保有する情報により行いますが、2024 年 1 月 1 日～2025 年 3 月 31 日までに「新たに生まれた子等」のいる世帯も、多子世帯に判定されます。該当する者は、下記の書類を【4月18日(金)まで】に学生センター窓口(学生支援係)へ提出してください。

・「「新たに生まれた子等」の数の申告書」

・「対象となることを示す公的証明書類の写し等」: 申告書様式内にケースごとの証明書類の例が記載されていますので、それに基づいて証明書類のコピーを用意してください。

・支援区分がない者(＝適格認定(学業)の結果により、学業成績不振で4月に支援区分が休停止中となる者が該当します。なお、休学や交換留学の理由で休停止中の者は該当しません。)

→本制度による授業料等減免を受けることが出来ません。そのため、2025 年度前期は5月26日(月)に授業料の口座引き落としを行います。ただし、授業料等の徴収猶予を希望する場合は、別途申請が必要となりますので、詳しくは前述の「IV. 授業料徴収猶予制度」を確認してください。それによって、授業料等の徴収猶予に申請する場合は、「授業料徴収猶予願」を【4月30日(水)17:00まで】に学生センター窓口(学生支援係)へ提出してください。

（２）（入学者・在学者）これから申請する者

○申請の流れ（「案内」の記載とは一部異なり、本学独自の流れがありますのでご注意ください。）

- （１）申請関係書類の取得
- （２）各種書類の記入
- （３）各種書類を大学へ提出、「識別番号（ユーザーID・パスワード）」の受取
- （４）スカラネット入力
- （５）スカラネット入力完了
- （６）インターネットによるマイナンバーの提出
- （７）「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

（１）申請関係書類の取得

学生センター内に以下の書類を設置しておりますので、学生ご自身で書類を取得してください。

- ・「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」（以下「認定申請書（A様式1）」という）
- ・「**2025年度奨学金案内ダイジェスト**」
- ・「スカラネット入力下書き用紙」（以下「下書き用紙」という）
- ・「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット
- ・（希望者のみ）「授業料徴収猶予願」
- ・（**該当者のみ**）「**新たに生まれた子等**」の数の申告書」

多子世帯の判定は、本申請で提出するマイナンバーを通じて機構が取得する情報により行いますが、**2024年1月1日～2025年3月31日までに「新たに生まれた子等」のいる世帯も、多子世帯に判定されます。**該当する者は、下記の書類を後述の（３）にて学生センター窓口（学生支援係）へ提出してください。

- ・「「新たに生まれた子等」の数の申告書」

・「対象となることを示す公的証明書類の写し等」：申告書様式内にケースごとの証明書類の例が記載されていますので、それに基づいて証明書類のコピーを用意してください。

「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット以外の様式等は、大学HPからご自身で電子版をダウンロード及び印刷して用意することが可能です。

【掲載場所】

本学ホームページ→「在学生」→「授業料・奨学金」→「高等教育の修学支援新制度、入学料・授業料の免除、徴収猶予」→「Ⅰ. 学部生（留学生、3浪以外の者）」→「◆申込方法」及び「◆申請に係る様式」

(2) 各種書類の記入

「認定申請書（A 様式 1）」、「下書き用紙」、「奨学金確認書兼地方税同意書」等に必要事項を記入し、作成してください。「認定申請書（A 様式 1）」、「下書き用紙」について特に間違いが多い内容がありますので、下記の留意点に従って記入を進めてください。

「認定申請書（A 様式 1）」については以下のとおり記入してください

【所属学部・学科等】→ 新入生：「商学部」

→ 在学生：「商学部〇〇学科」（〇〇に自身の学科名を入れること）

【希望する認定事由】

→ 2 箇所のうち該当するもの全てに✓印を付けてください。よって、1 つ又は 2 つの✓印が付くことになります。**自身の世帯が「多子世帯」に該当する者は事由欄の「多子世帯」にも必ず✓印を付けてください。**

【機構の給付型奨学金に関する情報】

→ これから在学採用の申込を行う者は、該当欄に✓印を付けるのみで、番号は記載不要です。

「下書き用紙」の「STEP3 ③あなたの在学情報」については以下のとおり記入してください

【(3) 学部（科）名】→ 「商学部」

【(9) 正規の修業年限】→ 4 年 0 か月

【(10) キャンパス住所】→ 〒047-0034 北海道小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

【(11) **（生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している場合のみ）** 自宅外住所】

→ 「自宅外通学」となるあなたの現住所を記入・入力してください

※記入・入力するのは実家住所ではありません

(3) 各種書類を大学へ提出、「識別番号（ユーザーID・パスワード）」の受取

「認定申請書」を学生センター奨学金担当窓口へ、**提出期限（後述のスケジュール参照）まで**に提出してください。その際、**「下書き用紙」も持参してください。**

希望者は「授業料徴収猶予願」も提出してください。

多子世帯の判定は、本申請で提出するマイナンバーを通じて機構が取得する情報により行いますが、**2024 年 1 月 1 日～2025 年 3 月 31 日までに「新たに生まれた子等」のいる世帯も、多子世帯に判定されます。**該当する者は、下記の書類も提出期限（後述のスケジュール参照）までに学生センター窓口（学生支援係）へ提出してください。

・「**「新たに生まれた子等」の数の申告書**」

・「対象となることを示す公的証明書類の写し等」：申告書様式内にケースごとの証明書類の例が記載されていますので、それに基づいて証明書類のコピーを用意してください。

なお、「案内」に記載されている【該当者のみ】の書類（外国籍、社会的養護を必要とする人、マイナンバーを提出できない人 等に係る書類）については、ご自身が提出対象となる場合に、別途、学生センター奨学金担当窓口へ相談してください。

提出が完了した者には、スカラネットによる申込み（インターネット入力）に必要な「識別番号（ユーザーID・パスワード）」を交付しますので、持参した「下書き用紙」にご自身で転記して持ち帰っていただきます。

(4) スカラネット入力

提出期限（後述のスケジュール参照）までに、スカラネットにより入力を行ってください。入力は、「下書き用紙」を参照し、奨学金の給付を受けるあなた自身が入力することになります。**生計維持者等に入力を任せることは認められません**ので、「下書き用紙」の段階で必要事項を確認しておいてください。スカラネット入力には、「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込 ID」及び「初期パスワード」も必要となります。スカラネットによる入力手順は、「案内」を参照してください。

(5) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される**受付番号**を「下書き用紙」1 ページ目の欄に転記してください。

(6) インターネットによるマイナンバーの提出

スカラネットによる申込完了後に入れるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出します。提出手順は、「案内」を参照してください。

(7) 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

インターネットによるマイナンバーの提出完了後 1 週間以内に、大学ではなく、専用の封筒で直接機構に簡易書留で郵送します。郵送の前には必ずコピーを取り、手元に控えを残してください。

○提出期限・初回振込（採用）スケジュール

	各種提出・完了期限			初回振込日	採用区分
	(3) 各種書類を 大学へ提出	(4) スカラネット 入力	(7) 「奨学金確認書 兼地方税同意書」の郵 送（機構必着）		
第 1 回	4 月 18 日（金）	4 月 25 日（金）	4 月 30 日（水）	6 月 11 日（水）	6 月採用
第 2 回	4 月 30 日（水） 17：00（厳守）	5 月 25 日（日）	5 月 31 日（土）	7 月 11 日（金）	7 月採用

なお、特別な事情（病気等）を除き、原則、上記期間を超えて提出・入力することを認めません。特別な事情があった者は、その詳細な理由とともに速やかに学生センター窓口（学生支援係）へ申し出てください。

○学生センター窓口開放時間

月曜日～金曜日	授業のある期間	8：30～12：00、13：00～19：30 ※ただし、17：15～19：30 は夜間主コース学生の講義に関すること等の 専用窓口であり、奨学金担当者は原則不在
	授業のない期間	8：30～12：00、13：00～17：15
土曜日・日曜日・祝日・年末年始		閉鎖

※授業のない期間とは、夏季、冬季、春季休業や臨時休業及び定期試験期間のうち夜間主コースの試験のない日などです。

V. 採用後の手続き

採用者は、決定通知の前にまず初回振込日に奨学金の振込があります（原則、毎月 11 日振込）。不採用の場合又は機構にて審査に時間を要し採用保留状態のときは振込がありません。その後、機構から採用決定に伴う書類（奨学生証等）が大学へ到着しますので、以下の時期にメール通知及び説明会を開催します。説明会の具体的な日程は、メール通知に記載します。

説明会では、採用決定に伴う書類を交付し、この後、大学に対して提出が必要な書類を含む事項を、採用者へ説明します。必ずメール通知を確認の上、説明会に出席してください。

採用区分	採用メール通知時期	採用者説明会開催時期	最初の授業料等減免結果の通知時期
6 月採用	6 月下旬	6 月下旬～7 月上旬	8 月上旬
7 月採用	7 月中旬～下旬	7 月下旬	8 月上旬

その他、採用決定後の概要は「案内」を確認してください。採用以降も、電子媒体による毎年の手続き等がありますので、本しおり冒頭に記載のとおり、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

○授業料等減免結果の通知

・授業料等減免の審査及び授業料等の徴収猶予申請・審査は、每期（前期・後期）行います。每期しおりを作成して案内しますので、今年度後期以降も、每期必ずその内容を確認してください。

・高等教育の修学支援新制度への申請者・利用者（現在、停止中の者を除く）は、授業料等減免の審査結果通知を受け、その通知に記載される期日まで、授業料の支払いが猶予されます。したがって、その通知があるまで授業料の支払いは生じません。

※2025 年度前期は 5 月 26 日（月）に授業料の口座引き落としがありますが、上記の者については口座引き落としを行わず、支払いが猶予されます。

・学内で授業料等減免の審査を行った後、最初の結果通知は前ページの表の時期にメール又は書面で行います。その方法は下記のとおり、決定した支援内容によって分かります。

・「全額支援（＝全額免除）」となった者については結果をメールで通知します。（CampusSquare に登録されているメールアドレス宛にメールを送信します。）

・「一部支援（＝一部免除）」や「不許可」となった者については、結果を書面で通知します。（授業料関係通知送付先（本人又は保護者）へ授業料納付用の「コンビニエンスストア専用払込取扱票」と併せて郵送します。）

・審査の結果、「一部支援」や「不許可」となった場合は、減免されなかった授業料等の残りの額（「不許可」となった者は授業料等の全額）を結果通知に記載された期日までに納付しなければなりません（結果通知時期からあまり期間を空けずに納付していただくこととなります）。

ただし、前述の「IV. 授業料徴収猶予制度」のとおりに申請し、許可された者の納付期限は下記のとおりとなります。なお、これを 2025 年度後期以降も每期受けるためには、授業料等の徴収猶予も每期申請しなければなりません。

★徴収猶予を申請し、許可された者の授業料残額納付期限

・学部4年時のうち過年度生 令和7年8月15日（金）

・上記以外の学生 令和7年8月29日（金）